

池田町行財政集中改革プラン

平成 18 年 6 月

池 田 町

目 次

第 1 策定に当たり	
1 策定の趣旨及び背景	．．．． 1
2 行財政の現況	．．．． 1
3 これまでの取り組み	．．．． 2
第 2 基本的な考え方	
1 基本方針	．．．． 4
2 実施期間	．．．． 4
3 推進体制	．．．． 4
4 情報提供	．．．． 4
第 3 具体的な取組	
1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	．．．． 5
2 民間委託の推進	．．．． 6
3 定員管理の適正化	．．．． 8
4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	．．．． 9
5 経費節減等の財政効果	．．．． 10
6 第三セクター等の見直し	．．．． 13
7 地方公営企業関係	．．．． 13
8 その他	
(1) 住民との協働によるまちづくり	．．．． 14
(2) 電子自治体の推進	．．．． 14
(3) 情報公開の推進	．．．． 15
(4) 一部事務組合の統合	．．．． 15
(5) 職員の資質向上	．．．． 15

第1 策定に当たり

1 策定の背景及び趣旨

池田町は、二度にわたり合併に係る住民意向調査を行い、その結果を受けて、当面、他の市町村と合併せず、池田町単独での自律したまちづくりを進めていくことを選択しましたが、現在、地方財政を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、このため、行財政改革の推進を柱とする新たなまちづくり指針の策定が必要になっています。

一方、平成17年3月には、総務省において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定され、この中で、地方公共団体に対して、より一層積極的な行政改革の推進を求めるとともに、平成17年度から平成21年度までを取組期間として、期間中の具体的取組や数値目標を明示した「集中改革プラン」を策定し、公表するよう要請がありました。

こうした状況を踏まえ、町では、平成11年に策定した「第3次池田町行政改革大綱」を基本としつつ、より現実的な課題に対応した行政改革を集中的に推進するため、国の指針に沿い、新たな行財政改革推進計画（池田町行財政集中改革プラン）を策定することとしました。

2 行財政の現況

地方財政を取り巻く環境は、景気の動向を受けて地方税収入が大きく落ち込む一方で、地方交付税の見直しや国庫補助・負担金の削減と税源移譲をセットにした「三位一体の改革」の推進の影響を受けて、地方交付税交付額が大幅に減少しており、非常に厳しい状況にあります。

当町においても、こうした傾向は顕著であり、平成16年度を基準として、5年前の平成11年度と決算額を比較すると、町税収入が約1億2千3百万円、地方交付税交付額（国の地方交付税財源不足を補うため、国に代わって、各地方公共団体が不足額の直接借り入れを行う特例地方債（臨時財政対策債）の起債額を含む。）が約8千5百万円と、ともに大幅に減少しています。

このため、職員数の削減や事務経費の節減による人件費や物件費等の削減を進め、歳出の抑制に努めているところですが、歳入の大幅・急激な減少には対応しきれず、結果として経常収支比率が上昇しており、町の財政構造は、弾力性（ゆとり）を失いつつあります。

今後についても、歳入総額のおよそ半分を占め、最大の財源となっている地方交付税は、引き続き、減少が見込まれており、町の財政状況は、さらに厳しさを増すこと

が予想される中で、これまで以上に行政運営の効率化・合理化を図るとともに、総合福祉センター建設事業、下水道事業など、近年、実施してきた大型の投資的事業が平成 18 年度で一段落することから、当面、投資的事業の実施を控えつつ、新規の起債を抑制し、公債費の減少を目指すなど、経常的な経費の一層の縮減に努める必要があります。

また、併せて、町税、公共施設等の使用料、手数料、負担金などの自主財源確保に向けた取組を進め、歳入歳出の両面から財政の健全化を図ることが重要となります。

「三位一体の改革」とは？

地方に対する国の関与を縮小し、地方が自らの創意工夫と責任で政策を決め、自由に使える財源を増やし、自立できるようにするため、

国庫補助金・負担金の廃止・縮減等

地方交付税の改革

税源移譲を含む税源配分の見直し

の 3 つの地方税財政改革を同時に進めるものです。

「経常収支比率」とは？

財政構造の弾力性（ゆとり）を判断するための指標です。

町税・地方交付税などといった、使いみちを制限されずに毎年決まって収入される性質の収入＜経常的な収入＞に対する、人件費（議員報酬、職員給与等）・公債費・扶助費（生活保護費や児童手当の支給などの各種扶助のための経費）など毎年決まって支出される性質の支出＜経常的な支出＞の割合です。

この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。

3 これまでの取組

平成 11 年に池田町行政改革推進委員会の答申を受けて策定した「第 3 次行政改革大綱」の基本方針に沿い、これまでも行政改革推進のための取組を進めてきたところですが、近年の長引く景気低迷や「三位一体の改革」の推進等による情勢の変化により、大綱を見直す必要性が生じたことから、平成 16 年 11 月にあらためて同委員会に諮問し、1 年間の検討を経て、平成 17 年 11 月に答申を受けたので、この内容を踏まえて、本集中改革プランを策定しました。

これまでの主な取組

- ・ 収入役の廃止
収入役を置かず、助役にその事務を兼掌させる機構改革を平成 18 年 1 月 1 日から施行しました。
- ・ 役場組織機構の再編
町役場の組織機構について、従来の 12 課 1 室を 1 室 6 課とする再編を平成 17 年 4 月以降に実施し、簡素化・効率化を図りました。
課数には、議会事務局を含みます。
- ・ 町議会議員定数の削減
平成 19 年 4 月に行われる次回町議会議員選挙から適用される議員定数を従来の 15 名から 12 名に削減する条例改正を平成 17 年 3 月に行いました。
- ・ 職員数の削減
職員採用を最小限に抑えることにより、平成 11 年度から 16 年度にかけて 7 名を削減し、人件費の抑制を図っています。

職員数		削減数	削減率	職員定数 (参考)
H11.4.1	H16.4.1			
117 人	110 人	7 人	▲6.0%	117 人

(参考：H17.4.1 103 人)

第2 基本的な考え方

1 基本方針

現下の厳しい財政状況を踏まえ、効率的な行政運営に努め、財政基盤の強化を図ることを目標として、次の項目について重点的に取り組みます。

(1) 事務事業の見直し

町が実施するすべての事務事業について、抜本的な見直しを行い、施策体系の整理・合理化を推進します。

(2) 効率的な組織運営

簡素で効率的な組織運営とするため、町が運営する施設や事務事業の民間委託を推進します。

(3) 定員管理及び給与等の適正化

職員数の削減に努めるとともに、給与等の適正化を図り、人件費の抑制を推進します。

(4) 健全な財政運営の確保

歳出経費の削減をより一層徹底するとともに、自主財源の確保に努め、健全な財政運営を推進します。

(5) 住民との協働による行政運営

自助・共助・公助の原則を基本として、地域と行政、住民と町職員が一体となった町づくりを推進します。

2 実施期間

平成17年度から平成21年度までの5年間を集中改革プランによる取組の実施期間とします。

3 推進体制

集中改革プランは、理事者・課長級職員で構成する池田町企画会のリーダーシップの下に全庁的な取組として推進します。

また、実践に当たっては、四つの職員組織（課長、係長、中堅、若手）を活用し、職員が当事者意識を共有しつつ、創意工夫により取り組みます。

4 情報提供

集中改革プランの策定内容及び進捗状況については、町のホームページや広報誌などを活用して、広く町民に情報提供します。

第3 具体的な取組

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

厳しい財政状況が続く一方、少子高齢化の進行による人口減少時代の到来など社会情勢が大きく変化する中で、ますます多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、行政が行うべき事務事業の範囲を見極めるとともに、行政事務の効率化・低コスト化を図るため、事務事業全般についての見直しを行います。

(1) 事務事業評価の実施（行政評価システムの導入）

町が行うすべての事務事業について、行政の果たすべき役割、受益と負担のあり方、効率的な実施方法の確保などといった観点から、平成 18 年度に精査・検討を行い、その結果をもとに、費用対効果等を考慮しつつ、所期の目的を達成した事業の廃止・縮小、目的が類似する事業の統合など抜本的な整理合理化を行うものとし、この結果を 19 年度以降の予算に反映させます。

また、こうした取組を制度的に行うため、「行政評価システム」の確立に努めます。

「行政評価システム」とは？

行政が行っている施策や事務事業について、その必要性や成果、効率性などを統一的な視点と手段によって客観的に把握、評価し、その結果を総合計画の進行管理や予算に反映させようとする行政運営手法です。

施策や事務事業の重点化や見直しを行うことにより、住民ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政を推進するとともに、施策や事務事業の内容を住民にわかりやすく説明し、行政の透明性を向上させることを目的としています。

(2) 経常経費の節減

毎年度の予算編成過程において、事務事業の見直しを行い、経費節減を図っていますが、今後、この取組をさらに強化し、経常的経費の一層の削減に努めます。

(3) 職員提案制度の充実

すべての職員が意識を共有して、問題の掘り起こしや対応方法の検討など、経費節減に向けた事務改善を全庁的に進めるため、職員提案制度の充実を図ります。

2 民間委託の推進

「公の施設」の管理運営や町が行う事務事業のうち民間委託が可能なものについて、経費の節減を図るとともに、利便性の向上・事務の迅速化・住民サービスの向上に資するため、公的責任の遂行に留意しつつ、民間活力の導入（「指定管理者制度」の導入、業務委託等）を積極的に推進します。

「公の施設」とは？

町民の福祉を増進する目的で、町民の利用に供するために、町が設置する施設のことをいいます。具体的に例示すると、次のような施設などがあります。

- ・ 教育文化施設・・・公民館、図書館、美術館など
- ・ 社会福祉施設・・・総合福祉センター、福祉会館など
- ・ 体育施設・・・総合体育館など

(1) 公の施設について

管理運営の見直し

町が所管している公の施設については、平成 18 年度に、施設のあり方、管理手法、利用料（減免のあり方を含む。）利用時間（利用申込みのない日又は夜間の管理を含む。）等を見直しを行います。

指定管理者制度の導入

指定管理者制度を導入することにより財政上の効果が見込まれる施設については、住民サービスの向上と経費の節減を図るため、制度導入に向けた検討を平成 18 年度に行い、平成 19 年度以降の早期導入を目指します。

「指定管理者制度」とは？

平成 15 年 9 月に地方自治法が改正され、町などの地方公共団体が公の施設の管理を地方公共団体以外の団体に行わせる場合の仕組みが、従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に変更されました。

その目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」とされています。

これまで、町の設置する公の施設は、その公共性から、管理する主体が、町、町の出資法人、公共的団体などに限られていましたが、今後は、議会の議決を経て、民間事業者も含めた法人その他の団体が行うことが可能になりました。

(参考) < 「指定管理者制度」と「管理委託制度」の違い >

区 分	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分 (「指定」による「管理権限」 の委任)	委託契約 (「条例に基づく委託契約」 による「管理」の委託)
管理運営主体 (町が施設の 管理を行わせる ことができる者)	・民間事業者を含む幅広い 団体 (NPO(民間非営利組織) を含み、個人を除く。)	・町の出資法人 ・公共団体 (土地改良区など) ・公共的団体 (自治会、農協など)
選定手続	・条例で定める手続による ・議会の議決が必要	・地方自治法に定める契約 手続による ・議会の議決は不要
権限の範囲	・使用許可、入場制限、退 去命令ができる	・できない(町が行う。)
期間の設定	議会の議決を経て協定で定 める	契約で定める(年度更新)
行政の関与	指定の取消し、管理業務の 停止命令	債務不履行に基づく契約の 解除等

業務委託の推進

今後も町が直営で管理する施設については、住民サービスの向上や人件費等の節減を図るため、さらに民間への業務委託範囲を拡大します。

事業統合・縮小・廃止の検討

「所期の目的が達成されている」、「利用者が少ない」、「施設が老朽化し、建て替え・大規模改修が必要とされる」、「民間と競合する」、「類似の施設がある」等に該当する施設については、事業統合、縮小又は廃止を検討します。

(2) その他の事務事業について

住民サービスの向上や人件費の節減等を図るため、より一層の民間委託の推進又は嘱託・臨時職員の活用に努めます。

3 定員管理の適正化

(1) 役場組織機構の見直し

行政改革推進委員会の答申に基づき、役場の組織機構について、簡素で効率的な行政運営を目指すとともに、総合的・横断的課題に対応しやすいものとするため、平成 17 年 4 月以降にそれまでの 12 課 1 室体制を 1 室 6 課体制に再編したところですが、今後とも、住民のニーズに応じた業務の執行を確保するとともに、業務量に応じた組織機構・人員配置とするよう、随時、見直しを行います。

(2) 職員数の削減

当町においては、これまでも職員採用を抑制し、職員数を削減してきたところですが、今後においても、行政サービスの低下を招かないように配慮しつつ、事務事業の見直し、公の施設の統廃合及び民間委託の推進、組織機構の再編などにより簡素で効率的な行政システムの構築を推進するとともに、臨時・嘱託職員の活用などにより正規職員の採用を最小限に抑えて、平成 22 年 4 月 1 日の職員数を 93 人以下とするよう努めます。

<平成 17 年度から 21 年度における職員数の削減予定>

職員数		削減数	削減率	職員定数 (参考)
H17.4.1	H22.4.1			
103 人	93 人	10 人	▲9.7%	117 人

(参考：H18.4.1 102 人)

(3) 町議会議員定数及び農業委員定数の削減

町議会議員定数

平成 19 年 4 月に行われる次回町議会議員選挙から適用される議員定数を従来の 15 名から 12 名に削減する条例改正を平成 17 年 3 月に行いました。

農業委員定数

平成 19 年 3 月に行われる次回農業委員選挙から適用される選挙による委員の定数を従来の 15 名から 10 名に削減する見直しを平成 18 年度中に行います。

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

当町の給与制度については、これまでも、人事院勧告及び国の指導を尊重し、原則として国の制度に準じた総人件費の抑制策を講じてきたところですが、今後においても、町民の理解と支持を得られるよう配慮しつつ、随時、見直しを行い、適正化に努めます。

(1) 給与制度の改正

職員給与については、平成 17 年の人事院勧告において、従来の給与構造を大幅に改革する勧告がなされたことから、当町でも、この趣旨を尊重し、平成 18 年 4 月から、これに準じた新給与体系に移行します。

民間企業における能力主義、成果主義等による賃金制度の浸透などを踏まえ、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を反映できる給与制度の構築を目指し、今後もさらに、昇格・昇給基準等について、見直しを行います。

(2) 諸手当の適正化

特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当については、その勤務の特殊性に応じて支給するものとされていますが、急速な技術の進歩等による職務の困難性の軽減等を考慮するとともに、町民の目線に立った不断の見直しを行う観点から、従来の 10 手当を 4 手当へと廃止・整理・統合する制度改正を行い、平成 18 年度から実施します。

その他の手当の見直し

通勤手当、扶養手当や退職手当等その他の手当については、人事院勧告や国の指導を尊重し、随時、見直しを行っています。

超過勤務手当については、公務能率の低下や過重労働による健康障害の発生防止を図るため、時間外勤務そのものの縮減に努め、削減を図ります。

(3) 職員数・給与等の公表

職員数・給与等の状況については、平成 16 年の地方公務員法の改正により、すべての地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表に関する責務が課された趣旨を踏まえ、広報誌・ホームページ等を活用して、町民が理解しやすい形での公表を行うよう努めます。

5 経費節減等の財政効果

(1) 基本的な考え方

歳入の確保

ア 町税収入の確保

近年、低下傾向にある収納率の向上は喫緊の課題となっており、税収の確保・税負担の公平性の観点から、引き続き、適正かつ厳正な滞納処分や適正課税を進め、収入の確保に取り組めます。

イ 受益者負担の適正化

受益に対する適正な負担により公平性を確保する観点から、使用料・手数料等について、適切な水準に設定し、これを維持するため、18年度に見直しを行うとともに、今後、定期的な検討を行う仕組みを確立することと併せ、未収金の早期回収に向けた取組を強化します。

また、町有施設の使用料に係る減免措置について、その必要性・妥当性等をあらためて検証し、適切な制度とするよう見直しを行います。

「受益者負担」とは？

行政サービスを利用する人と利用しない人との公平性を確保するため、行政サービスによって利益を受ける人から応分の金額を負担していただき、それにより、行政サービスの提供に必要な費用の一部を賄うというものです。

ウ 町有資産の活用促進

町有財産について、利活用の現況や将来的な見通しのもと、貸付や売却等を積極的に進めます。

歳出の抑制

ア 事務事業の重点化・効率化

すべての事務事業を対象として、必要性・有効性等の観点から優先度を判断し、予算配分の重点化・効率化を図ります。

イ 投資的経費の見直し

現下の厳しい財政状況や国の地方税財政改革の動向を踏まえ、必要な社会資本は整備しつつ、計画的な事業採択、重点的かつ効果的な事業の実施により、投資的経費の総額を抑制して、より効率的な執行に努めます。

ウ 公債費の見直し

投資的経費の抑制により、町債残高の増加を招かない財政体質を確立し、中長期的に公債費の抑制を図ります。

また、公共施設及び公用施設の耐用年数に見合った、町債の償還期間延長や借り換えにより、世代間負担の適正化や公債費負担の平準化を図ります。

エ 一般行政経費の見直し

限られた財源を最大限有効に活用するため、行政と民間との役割分担、受益と負担の適正化、費用対効果などの観点から事務事業の見直しを進め、一般行政経費のより一層の節減を進めます。

また、民間活力の活用や公の施設への指定管理者制度の導入等により、事務経費や施設の維持管理経費について、可能な限りの削減を行います。

オ 補助金等の見直し

補助金、負担金等については、公益上の必要性、有効性、公平性等の観点から、目的、成果、公費負担のあり方等に係る検証を行い、目的が達成されたものや効果が薄れているものなどについては、段階的に、廃止、縮小、統合等の措置を講じ、より効率的な執行に努めます。

また、こうした見直しを定期的に行うこととともに、補助金の交付に関する指針を策定し、採択基準の明確化を図ります。

「投資的経費」、「公債費」、「一般行政経費」とは？

- ・ 投資的経費
道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。
- ・ 公債費
地方債（町の借入金）の元金・利子などを支払うための経費です。
- ・ 一般行政経費
すべての行政事務に要する経費から、人件費、投資的経費、公債費等を除いたもので、消耗品や備品の購入費、公共施設や庁舎の管理費など様々な行政サービスの提供のために必要な経費です。

(2) 具体的な数値指標

本プランに基づく取組による平成17年度から平成21年度における財政効果額は、概算見込みで次のとおりとなります。

なお、今後、具体的な取組方法を検討するものや効果額の算定が困難なものについては除いています。

歳入の確保

(単位:百万円)

項 目	効果予想額					
	H17	H18	H19	H20	H21	合計
税の徴収対策	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5
使用料・手数料の見直し			1.0	1.0	1.0	3.0
未利用財産の売り払い等	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0
その他			0.5	0.5	0.5	1.5
計	1.5	1.5	3.0	3.0	3.0	12.0

歳出の抑制

(単位:百万円)

項 目	効果予想額					
	H17	H18	H19	H20	H21	合計
人件費削減	79.0	96.3	128.9	187.5	194.0	685.7
職員削減	69.0	78.8	91.8	150.4	156.9	546.9
給与等削減	10.0	7.8	7.8	7.8	7.8	41.2
その他		9.7	29.3	29.3	29.3	97.6
施設等維持費の見直し		5.0	5.0	5.0	5.0	20.0
補助金等の整理合理化		5.0	10.0	10.0	10.0	35.0
内部管理経費の見直し			2.4	4.8	7.2	14.4
事務事業の整理合理化	3.0	3.0	13.0	13.0	13.0	45.0
投資的経費の見直し		18.0	33.0	53.0	53.0	157.0
その他				2.0	5.0	7.0
計	82.0	127.3	192.3	275.3	287.2	964.1

効果予想額は、平成16年度決算額との比較によるそれぞれの年度の削減額です。

したがって、人件費削減など効果が継続する措置については、原則として、効果が継続する期間中は、毎年度、効果額を計上しています。

6 第三セクター等の見直し

現在、町が出資している法人としては「池田町土地開発公社」がありますが、この事業内容についても見直しを行い、経営改革を促進します。

【池田町土地開発公社】

保有地の早期売却のため、取引実例等を考慮した売却単価の見直しと積極的な宣伝に努めます。

住宅用地開発事業については、民間開発や需要動向に注目しながら進め、将来構想の人口確保に寄与するよう努めます。

工場用地事業については、経済回復に伴う進出希望企業の動向調査を実施し、雇用創出につながる事業展開を図るよう努めます。

7 地方公営企業関係

上水道事業・下水道事業について、経営基盤の強化や利用者に対するサービス向上に積極的に取り組み、経営の健全化と自立性の向上に努めます。

(1) 経営改革

コスト管理や顧客満足度への配慮など民間的な経営手法の導入についての検討を行いつつ、収入の確保、経費の削減を図り、収支バランスの確保に努めます。

民間企業の経験・知識を最大限に活用して、水道水の供給の安全、安定化を図るため、施設管理、水質管理等の業務に係る民間委託の導入に向けた検討を行います。

(2) 収益増加、経費節減等

適切な受益者負担のあり方とともに、これを踏まえた料金体系についての見直しを行うなどにより、収入の確保を図ります。

コスト意識の一層の高揚を図り、経常的な経費の徹底した節減に努めるとともに、人件費について、町職員と同様の取組により抑制を図ります。

- ・ 有収水量の増加を目指すべく、計画的に漏水箇所修繕を行います。
- ・ 水道企業債の後年度負担軽減のため、低利率へ借り換えを行います。
- ・ 下水道事業について、水洗化率の向上を目指します。
- ・ 平成 18 年度に下水道料金の見直しを行います。
- ・ 下水道事業債の元利償還金の平準化を図ります。

8 その他

(1) 住民との協働によるまちづくり

限りある財源で地域住民の満足度を高める良質のサービスを提供していくためには、住民と行政がそれぞれの役割を担い、ともに連携してまちづくりを行う「協働の時代」へとシフトし、取り組んでいく必要があります。

協働の方法としては、まず、住民と行政はまちづくりのパートナーであることをお互いに認め合い、協力してまちづくりを推進する意識を醸成します。その上で、それぞれの役割分担を明確化し、具体的な施策形成につなげていきます。

協働のまちづくりの基本原則

“ 自 助 ” = 「自分のことは自分です」

“ 共 助 ” = 「地域や団体は、近隣住民のお互いの力を結集して助け合う」

“ 公 助 ” = 「自助・共助でできない、町全体に関わることを行政が行う」

町では、この自助・共助・公助の3つの原則を基本として住民と町職員が一体となって、まちづくりを推進していきます。

池田町元気なまちづくり事業

自治会が地域振興や活性化のために自主的・主体的に取り組むまちづくり活動や道路・水路等の整備・補修に要する資材経費に対して補助金を交付する「池田町元気なまちづくり事業補助金」を平成18年度に創設します。

自治会パートナー制度

町民と行政が同じ立場で協働するまちづくりを推進するため、町職員が各自治会のまちづくりに参画し、活動を支援しながら、住民による自主的なまちづくりの発展に寄与できるよう、職員の自治会担当制度「自治会パートナー」を平成18年度に導入し、積極的に取り組んでいきます。

(2) 電子自治体の推進

インターネット等の活用による業務の電子化を進め、住民の利便性の向上を図るとともに、行政の簡素・効率化、透明性の向上に努めます。

役場内に対策チームを結成し、積極的な研修実施を主導することにより、できるだけ経費をかけずに、職員の電子機器への理解度を深めます。

(3) 情報公開の推進

三位一体の改革により、国から地方への自主財源と権限の委譲が進められる中で、地方公共団体にとっては、それぞれの団体が自らの判断により行政運営を行う裁量が拡大していくこととなります。

こうした状況においては、住民への説明責任の遂行がこれまで以上に求められるとともに、住民と行政との協働によるまちづくりの推進に当たっては、それぞれの実状をお互いが十分に理解し合うことが必要となることから、情報公開を積極的に推進し、かつ、住民等からの提言・意見等の行政運営への反映にも配慮し、公正の確保と透明性の向上に努めます。

(4) 一部事務組合の統合

当町が加盟する一部事務組合のうち、「池田町松川村葬祭センター施設組合」について、安曇野市の発足に伴う明科町の廃止・脱退により、構成町村が、「池田町松川村学校給食共同調理施設組合」と同様、当町及び松川村となったことから、組織の効率化を図るため、両組合の19年度における統合に向けた検討を行うとともに、事務事業の合理化を図るため、両町村及び近隣市町村による、その他の事務事業の共同処理の実施について研究します。

(5) 職員の資質向上

国から地方へ権限・財源を移譲する地方分権の進行に伴い、地域のことは地域が自ら決定し（自己決定）、責任を持つ（自己責任）ことを基本とする分権型社会を迎える中、地方自治体には、これまで以上に地域の実情に応じた行政課題への的確かつ迅速な対応が求められることから、こうした情勢に対応した意欲と能力の高い人材の育成・強化を図るため、職員研修の充実等により、職員の資質向上に努めるものとし、その一環として18年度から松川村との相互人事交流を行います。